

指導監査委託 評価基準及び配点

評価項目		評価ポイント	配点
1	基本方針	(1) 企業主導型保育事業への理解はあるか。	10
		(2) 指導監査業務を外部委託する目的を十分理解しているか。	
		(3) 受託者が果たすべき役割を理解し提案がされているか。	
2	業務実施体制	(1) 一定の規模の指導監査を実施することが可能であり、それらの指導監査業務全体を管理し、協会や関係自治体と連携を十分にとれる業務実施体制となっているか。	10
		(2) 指導監査員の配置や管理体制は、期限までに指導監査業務を完了できる体制となっているか。	10
		(3) 指導監査の標準化を行う体制は、実施手順や内容、復命書、監査結果通知等の管理が十分に行える体制となっているか。	10
		(4) ミーティングや定期報告により協会と課題認識を共通にするとともに、課題の解決を率先して図ることにより業務の効率化・最適化ができる体制が提案できているか。	5
3	業務実施方法	(1) 本業務の実施に向けた準備作業の内容とスケジュールは、指導監査を実施するのに十分なもののか。	10
		(2) 各年度の指導監査実施の方法、スケジュール、実施件数は妥当なものか	10
		(3) 指導監査が客観的で公平なものとなるよう品質管理に十分配慮した運営方法となっているか	10
		(4) 監査員研修のスケジュールや内容は指導監査を実施する上で必要十分なものとなっているか	10
		(5) 効率的に指導監査を行えるよう実現可能な具体的な提案があるか	5
4	セキュリティ対策	(1) 指導監査にあたる人材およびシステム・ソフトへのセキュリティ対策は十分なもののか。	10

合計100